

現行消費者基本計画の見直しについて

平成26年4月14日

消費者庁

1. 現行消費者基本計画の見直し

- 消費者基本計画の見直し及び関連予算調べについては、「施策別整理表」により実施。
- 平成25年6月の消費者基本計画の見直しにおいて、個別の施策以外に、平成26年度末までの計画期間中に重点的に取り組むべき「重点施策」を示し、その後の取り組みを推進することとなったことから、重点施策の見直しもあわせて実施。個別の施策とは異なり、消費者庁がすべての重点施策の見直し案を取りまとめ、担当府省庁と調整、消費者委員会のヒアリング等を経て、最終案を作成。

2. 今後の想定スケジュール

- ～4月中旬 素案のとりまとめ、参考資料（新旧対照表など）の作成
- 4月中旬～下旬 担当府省庁、消費者委員会に素案の確認依頼・確定
- 4月下旬～5月上旬 パブリックコメント（パブコメ）※GWを含む期間で3週間程度
- 5月13日（火） } 消費者委員会関係省庁ヒアリング
- 5月20日（火） } （状況によっては追加開催の可能性あり）
- 5月27日（火） }
- 5月上旬～下旬 担当府省庁へパブコメを踏まえた施策別整理表の修正、パブコメへの回答依頼
- 5月下旬 原案及びパブコメへの回答のとりまとめ
- 6月上旬 担当府省庁、消費者委員会に原案の確認依頼・確定
- 6月上旬～中旬 消費者政策会議
施策別整理表及びパブコメへの回答の確認依頼・確定
- 6月中旬 閣議決定（予定）

3. 個別の施策の検証・評価の実施

- 昨年度と同様、個別の施策の実施状況は、「消費者白書」の中で集約して、閣議決定。ただし、消費者基本計画との作業重複を避けるため、「施策別整理表」の作成をもって、消費者白書に係る施策の実施状況に関する作業に替える。